

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会福祉系高校修学資金貸付規程

(目 的)

第1条 この規程は、福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱（令和3年5月7日付け社援基発 0507 第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知別紙1。以下「要綱」という。）及び茨城県介護福祉士修学資金等貸付制度事業実施要領（平成28年3月25日付け福指第2598号茨城県保健福祉部長通知）に基づき、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する福祉系高校修学資金貸付事業（以下「修学資金」という。）の貸付方法、事務手続等を規定することにより、これらの貸付事業の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(修学資金の貸付対象者等)

第2条 修学資金の貸付対象者は、要綱第1に規定される社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第4号の規定に基づき、学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したもの（以下「福祉系高校」という。）に在学する者とする。ただし、国家試験受験対策費用の貸付対象者は、福祉系高校の卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者に限る。

2 修学資金の貸付対象者は、次のすべての要件を満たす者とする。

(1) 福祉系高校から推薦があった者

(2) 茨城県（以下「県」という。）の区域内において、卒業後に、要綱第7の1に規定する居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）若しくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所において、介護職員その他主たる業務が介護等（法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。）の業務である者（以下「介護職員等」という。）として従事しようとする者

3 修学資金の貸付期間は、福祉系高校に在学する期間とする。

4 修学資金の貸付上限額は、次の第1号から第4号の合算額以内とする。なお、第1号から第4号については授業料、入学金に充当することはできないものとする。

(1) 修学準備金として、入学時の貸付けに限り30,000円以内

(2) 介護実習費として、一年度当たり30,000円以内

(3) 国家試験受験対策費用として、一年度当たり 40,000 円以内

(4) 就職準備金として、卒業時の貸付けに限り 200,000 円以内

(貸付金の利子)

第3条 修学資金は無利子とする。

(修学資金の貸付けの申請)

第4条 修学資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、修学資金貸付申請書（第1号様式）に、次の各号に定める書類を添えて、在学する福祉系高校の長を通じて本会会長（以下「会長」という。）に申請するものとする。

(1) 住民票

(2) 申請者の生計を維持する者の所得状況を証する書類。ただし、申請者の生計を維持する者がいない場合は、申請者の所得状況を証する書類。

(3) 福祉系高校の長の推薦書（第2号様式）

(4) 直近の学業成績表

(5) その他会長が必要と認める書類

(連帯保証人)

第5条 申請者は、連帯保証人を1名立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、独立の生計を営む成年の者とする。

3 申請者が未成年であるときは、連帯保証人は法定代理人でなければならない。

4 連帯保証人は、貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）と連帯して債務を負担するものとする。

5 借受人は、連帯保証人の死亡、破産手続き開始の決定、その他保証人として適当でなくなったときは、速やかに連帯保証人変更届（第3号様式）を会長に届け出、承認を受けなければならない。

(修学資金の貸付けの決定)

第6条 会長は、第4条による申請があったときは、茨城県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付制度運営委員会（以下「運営委員会」という。）の選考を経て貸付けの可否を決定するものとする。

2 会長は、前項の規定により貸付けの可否を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

3 運営委員会の設置について必要な事項は会長が別に定める。

(修学資金の貸付契約)

第7条 前条の規定による貸付決定の通知を受けた者は、通知を受けた日から15日以内に、修学資金借用証書（第4号様式）を会長に提出しなければならない。

2 前項の期間内に契約を締結しない者は、修学資金の借受けを辞退したものとみなす。

(修学資金の交付)

第8条 会長は、前条第1項の規定により契約を締結したときは、速やかに当該貸付決定に係る修学資金を口座振替の方法により交付するものとする。

2 修学資金の交付は、借受人に対し、原則として年1回交付するものとする。

(修学資金の貸付契約の解除及び貸付けの休止)

第9条 会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸付契約を解除するものとする。

(1) 修学資金辞退届（第5号様式）を提出し、貸付けを受けることを辞退したとき

(2) 死亡したとき

(3) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき

(4) 退学したとき

(5) 学業成績が著しく不良と認められるとき

(6) その他修学資金貸付の目的を達成する見込みがないと認められるとき

(7) 修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき

2 会長は、借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分が年度の全期間に及ぶ場合は当該年度分の修学資金の貸付けを行わないものとする。この場合において、これらの年度の分として既に貸付けされた修学資金があるときは、その修学資金は当該借受人が復学した日の属する年度の分として貸付けされたものとみなす。

3 会長は、第1項の規定により貸付契約を解除したとき又は前項の規定により修学資金の貸付けを休止したときは、その旨を借受人に対し通知するものとする。

また、前項の規定により修学資金の貸付けの休止を受けた者が、復学したため、貸付を再開するときも同様とする。

(返還債務の当然免除)

第 10 条 会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付額に係る返還の債務（履行期の到来していないものに限る。次条において同じ。）の全部を免除する。

（１）福祉系高校を卒業した日から１年以内に介護福祉士の登録を行い、県の区域内において介護職員等として従事し、かつ、介護福祉士の登録日と介護職員等の業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、３年（以下「返還免除対象期間」という。）の間、引き続きこれらの業務に従事したとき。ただし、返還免除対象期間の計算は、在職期間が通算 1,095 日以上で、かつ、業務に従事した期間が 540 日以上とする。

（２）返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等の業務に継続して従事することができなくなったとき

（返 還）

第 11 条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときには、貸付けを受けた修学資金を返還しなければならない。

（１）第 9 条の規定により修学資金の貸付契約が解除された場合

（２）福祉系高校を卒業した日から１年以内に、介護福祉士として登録しなかったとき

（３）福祉系高校を卒業した日から１年以内に介護福祉士の登録を行ったが、県の区域内において介護職員等の業務に従事しなかったとき

（４）県の区域内において介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき

（５）業務外の理由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

２ 貸付けを受けた修学資金の返還は、前項各号に規定する事由が発生した日の属する月の翌月から又は借受人が福祉系高校を卒業した日の属する月の翌月から起算して修学資金の貸付けを受けた期間の２倍に相当する期間（第 17 条の規定により返還が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間）内に返還しなければならない。

３ 返還は、月賦又は半年賦の均等払い、又は一括払いによるものとする。ただし、均等払いにおいて繰り上げて返還することを妨げない。

４ １回当たりの返還額は、原則、返還債務を返還回数で除した額とし、会長が別に定めるものとする。

（福祉系高校修学資金返還充当資金貸付への移行）

第 12 条 借受人が、福祉系高校を卒業した日から 1 年以内に介護福祉士の登録を行ったが、介護職員等の業務に従事せず、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号社会局長・児童家庭局長連名通知）の別添 1 に定める職種若しくは別添 2 に定める職種または当該施設の長の業務から介護職員等の業務を除いた範囲の業務（「以下、充当資金返還免除業務」という。）に従事した場合は、会長は、借受人に対し、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付規程（以下、「介護福祉士修学資金等貸付規程」という。）第 3 条に規定する福祉系高校修学資金返還充当資金（以下、「返還充当資金」という。）を貸付け、前条の返還に充てることとし、新たに貸し付けた返還充当資金に係る貸付方法、返還の債務免除、返還等の運用については、介護福祉士修学資金等貸付規程に基づき行うものとする。

2 会長は、修学資金の貸付契約時に、前項の規定について、予め申請者から承認を得ることにより、貸付契約の変更等の手続きを省略することができる。

3 第 1 項により返還充当資金の貸付けを受けた借受人について、各様式における「福祉系高校修学資金」を「福祉系高校修学資金返還充当資金」、「茨城県社会福祉協議会福祉系高校修学資金貸付規程」を「茨城県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付規程」と読み替えるものとする。

（福祉系高校卒業後、進学した場合の取扱い）

第 13 条 借受人が、福祉系高校を卒業後、大学、専門学校等（以下、「大学等」という。）に進学した場合は、大学等を卒業するまでの間、第 10 条、第 11 条に係る手続きを猶予することとし、大学等を卒業後に、本規程における「福祉系高校を卒業した日」を「大学等を卒業した日」に読み替えるものとする。

（返還計画書等）

第 14 条 借受人は第 11 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、当該事由の発生した日から 15 日以内に修学資金返還計画書（第 6 号様式。以下「返還計画書」という。）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の返還計画書を審査の上、借受人に修学資金の返還方法及び返還額を通知するものとする。

3 会長は、第 1 項の返還計画書が提出されないときは、第 7 条第 1 項の規定により提出のあった借用証書に記載された方法で、修学資金を返還させるものとし、借受人に返還方法及び返還額を通知するものとする。

(返還計画の変更届等)

第 15 条 借受人は、前条第 2 項及び第 3 項の規定により通知を受けた返還額及び返還方法を変更しようとするときは、修学資金返還計画変更届（第 7 号様式。以下「返還計画変更届」という。）を会長に提出し、承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の返還計画変更届を審査の上、借受人に修学資金の返還額及び返還方法を通知するものとする。

(返還債務の履行猶予)

第 16 条 会長は、借受人が、貸付契約を解除された後も引き続き貸付決定時に在学していた福祉系高校に在学していることを届け出たときは、当該事由が継続する期間、貸付額に係る返還債務の履行を猶予するものとする。なお、猶予する期間は、原則として 1 年以内とする。

2 会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当することを届け出たときは、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付額に係る返還債務の履行を猶予することができる。なお、猶予する期間は、原則として 1 年以内とする。

(1) 県の区域内において、介護職員等の業務に従事しているとき

(2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

(返還猶予の申請等)

第 17 条 借受人は、前条の規定により修学資金の返還債務の履行の猶予を申請するときは、猶予の事由が発生した日から 15 日以内に、修学資金返還猶予申請書（第 8 号様式）に、次の各号に定める書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(1) 福祉系高校に在学している場合

福祉系高校の長による在学証明書

(2) 介護職員等の業務に従事している場合

業務従事届（第 9 号様式）

(3) 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由の場合

やむを得ない事由であることを証する書類

2 会長は、前項各号の規定による猶予の申請があったときは、当該猶予の申請について承認すること又は承認しないことを決定し、その旨を当該借受人に通知するものとする。

3 借受人は、介護業務等の従事先を変更したときは、15 日以内に業務従事先等変

更届（第 10 号様式）に変更前の従事先の長による業務従事期間証明書（第 11 号様式）を添えて直ちに会長に届け出なければならない。

（返還債務の裁量免除）

第 18 条 会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付額（すでに返還を受けた金額を除く。以下同じ。）に係る返還債務の全部又は一部を免除することができる。

（1）死亡又は心身の故障その他の事由により貸付けを受けた貸付額の返還ができないことがやむを得ないと会長が認めるとき

返還債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

（2）長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から 5 年以上経過したとき

返還債務の額の全部又は一部

（3）県の区域内において貸付けを受けた期間以上、介護職員等の業務に従事したとき

返還債務の額の全部又は一部

2 前項第 3 号により免除する返還債務の額は、県の区域内において介護職員等の業務に従事した期間を、本事業により貸付けを受けた期間の 2 分の 3 に相当する期間で除して得た数値（この数値が 1 を超えるときは 1 とする）を返還債務の額に乗じて得た額とする。

（返還免除の申請等）

第 19 条 返還債務の免除を受けようとする借受人は、修学資金返還免除申請書（第 12 号様式）に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による免除の申請があったときは、当該免除の申請について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を当該借受人に通知するものとする。

（届出義務等）

第 20 条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を会長に届け出なければならない。

（1）借受人又は連帯保証人の住所、氏名、その他の重要な事項に変更があったとき（第 13 号様式）

- (2) 借受人が福祉系高校又は大学等を卒業したとき (第 14 号様式)
 - (3) 借受人が福祉系高校又は大学等を休学し、復学し、留年し、停学し、又は退学その他の処分を受けたとき (第 15 号様式)
 - (4) 借受人が大学等に進学したとき (第 16 号様式)
 - (5) 借受人が就労した事業所等において休職し、停職し、復職し、又は退職したとき (第 17 号様式)
 - (6) 借受人が充当資金返還免除業務に従事したとき (第 10 号様式)
- 2 借受人が死亡したときは、連帯保証人は、直ちに借受人死亡届 (第 18 号様式) に事実を証明する書類を添えて会長に届け出なければならない。
- 3 第 1 項各号及び前項による届出は、借受けた修学資金に係る債務が消滅したときは、この限りではない。

(延滞利子等)

第 21 条 借受人は、正当な理由がなく貸付金を返還期限までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 3.0 パーセントの割合で計算した延滞利子を支払わなければならない。ただし、返還すべき日とは、最終返還日の属する月の末日とする。

(委 任)

第 22 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和 7 年 6 月 9 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。